



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令
(総務六一)

〔告 示〕

○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件
(総務二八三)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

平成二十八事業年度全国健康保険協会

の財務諸表関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

一 六 八 三 四 六

省 令

○総務省令第六十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月五日

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

総務大臣 野田 聖子

改正後

(通信設備)

第四十四条 [略]

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

[一]略

二 一般の需要に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者(電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続され引込口において設置されるものから負荷側において二〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)であつて、次に掲げるもの

(1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備(屋内においてのみ使用する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。)

(2) コンセント(家屋の屋外に面する部分に設置されたコンセントであつて、屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。)に直接接続される屋外の電力線又はこの電力線の状態と同様の電力線(屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。)を使用し、かつ、屋内の電力線を使用する広帯域電力線搬送通信設備

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式(第26条関係)

第1 申請書

高周波利用設備許可申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿(注1) 申請者(注2) 住所(法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地) 氏名(注3)を設置したいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

改正前

(通信設備)

第四十四条 [同上]

2 [同上]

[一]同上

二 電気使用者(電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第二十四条の二第一号に規定する電気使用者をいう。)の引込口における分電盤から負荷側において二〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)

(1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備(広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。)

(2) (1)以外のもの

改正前

別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式(第26条関係)

第1 申請書

高周波利用設備許可申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長(沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。) 殿 申請者(注1) 住所(法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地) 氏名(注2)を設置したいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

短 辺

注 1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
2 記載は、次によること。

- (1) 氏名については、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること(この場合には申請者の押印は必要としないこと)。
- 3 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
- 4 許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

第 2 添付書類 (設備規則第60条第 2 号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。)

【略】

【注 1・2 略】

3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備 (以下この様式において「通信設備」という。)	(1) 新設許可の申請(法第100条第 1 項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。)の場合 1 の(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)、(10)、(11) (注 1)、(12)、(14)及び(15)、3 から 8 まで並びに 9 (注 1)	〔注 1〕～(注 3) 略 〔注 4〕 設備規則第65条第 1 項第 1 号及び第 3 号の設備であつて、400 MHz を超える周波数で動作するものの場合に限る。
2 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1) 新設許可の申請の場合 1 の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18) (注 4) 及び(19) (注 5)並びに 2 から 8 まで	(注 5) 設備規則第65条第 1 項第 1 号の設

注 1 記載は、次によること。

- (1) 氏名については、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること(この場合には申請者の押印は必要としないこと)。
- 2 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
- 3 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。
- 4 許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。

第 2 【同左】

【同左】

【注 1・2 同左】

3 【同左】

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 【同左】	(1) 【同左】 1 の(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)、(10)、(11) (注 1)、(12)、(14)及び(15)並びに 3 から 9 まで (注 1)	〔注 1〕～(注 3) 同左 〔新設〕
2 【同左】	(1) 【同左】 1 の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18) 及び(19)並びに 2 から 8 まで	〔新設〕

(2) 変更の許可の申請又は届出の場合	1 の(1) (注 2)、(2) (注 2)、(3) (注 2)、(4) (注 2)、(5) (注 2)、(6) (注 2)、(7) (注 2)、(8) (注 2)、(9) (注 2)、(10) (注 2)、(11) (注 2)、(12) (注 2)、(13) (注 2)、(14) (注 2)、(15) (注 2)、(16) (注 2)、(17) (注 2)、(18) (注 2) 及び(注 4) 並びに(19) (注 2) 及び(注 5)、2 (注 2)、3、4、5、6 (注 3)、7 (注 3)、8 (注 3)、10並びに11	備であつて、400 MHz を超える周波数で動作するものの場合に限る。
---------------------	---	-------------------------------------

[4～10 略]

11 1の(6)の欄は、高周波発生装置のきよう体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

[略]

[12・13 略]

14 1の(2)の欄は、送信装置又は高周波発生装置の筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

[略]

[15～32 略]

第3 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）

申請書 (注1) の添付書類 (設備分) (注2)				※整理番号
(設備の別)	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号
(5) 設備の区分	(6) 電力線への伝導妨害波の電流	(7) 電力線への伝導妨害波の電圧		
<input type="checkbox"/> 施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する設備				

(2) [同左]	1 の(1) (注 2)、(2) (注 2)、(3) (注 2)、(4) (注 2)、(5) (注 2)、(6) (注 2)、(7) (注 2)、(8) (注 2)、(9) (注 2)、(10) (注 2)、(11) (注 2)、(12) (注 2)、(13) (注 2)、(14) (注 2)、(15) (注 2)、(16) (注 2)、(17) (注 2)、(18) (注 2) 及び(19) (注 2)、2 (注 2)、3、4、5、6 (注 3)、7 (注 3)、8 (注 3)、10並びに11	
----------	--	--

[4～10 同左]

11 1の(6)の欄は、高周波発生装置のきよう体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

[同左]

[12・13 同左]

14 1の(2)の欄は、送信装置又は高周波発生装置のきよう体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

[同左]

[15～32 同左]

第3 [同左]

申請書 (注1) の添付書類 (設備分) (注2)				※整理番号
(設備の別)	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号
(5) 設備の区分	(6) 電力線への伝導妨害波の電流	(7) 電力線への伝導妨害波の電圧		
1				

1	<input type="checkbox"/> 施行規則第44条第2項第2号の(2)に規定する設備 (8) 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流 (9) 放射妨害波の電界強度 (10) 他の広帯域電力線搬送通信設備(同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。)との通信	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(14) その他の工事設計				
2	参考事項			
3	フリガナ 氏名又は名称			
4	住所			
5	設置場所			
6	許可の番号	7	許可の年月日	
※	備考			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1～5 略]

6 1の(5)から(9)までの欄の記載は、次によること。

(1) 1の(5)の欄は、申請に係る設備に関して、施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する設備又は同号の(2)に規定する設備の場合は、該当する事項にシ印を付けること。

[2]～(6) 略

7 1の(10)から(13)までの欄の記載は、次によること。ただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備(施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。)の場合は記載を要しない。

(1) 1の(10)の欄の□には、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備(同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。)との通信の有無について、該当する事項にシ印を付けること。

1	(8) 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流 (9) 放射妨害波の電界強度 (10) その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(14) その他の工事設計				
2	参考事項			
3	フリガナ 氏名又は名称			
4	住所			
5	設置場所			
6	許可の番号	7	許可の年月日	
※	備考			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1～5 同左]

6 [同左]

(1) 1の(5)の欄は、屋内広帯域電力線搬送通信設備(施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。)の場合は「屋内広帯域」と、それ以外の場合は「一般広帯域」と記載すること。

[2]～(6) 同左

[新設]

(2) 1の(1)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線（施行規則第44条第2項第2号の(2)に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）を除く。）の有無について、該当する事項にシ印を付けること。

(3) 1の(2)の欄の□には、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にシ印を付けること。

(4) 1の(3)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみにヌイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にシ印を付けること。

8 1の(4)の欄は、1の(1)から(3)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

9～13 [略]

14 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1の(1)から(3)までに変更があつた場合は、1の(4)の欄も記載すること。）。

15 [略]

16 [略]

7 1の(1)の欄は、1の(1)から(9)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

8～12 [同左]

13 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1の(1)から(9)までに変更があつた場合は、1の(1)の欄も記載すること。）。

14 [同左]

15 [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第二百八十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指

総務大臣 野田 聖子

定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を改正する。
平成二十九年九月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改		正		後	
第2 添付書類の様式					
[1 略]					
2 広帯域電力線搬送通信設備の場合					
設計書		整理番号	指定番号		
1 型式名		2 製造業者名			
改		正		前	
第2 添付書類の様式					
[1 同左]					
2 広帯域電力線搬送通信設備の場合					
設計書		整理番号	指定番号		
1 型式名		2 製造業者名			